

吉田町定額減税補足給付金 (調整給付)のご案内

受給には手続きが必要です

支給対象者

令和6年度住民税が吉田町で課税されており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方

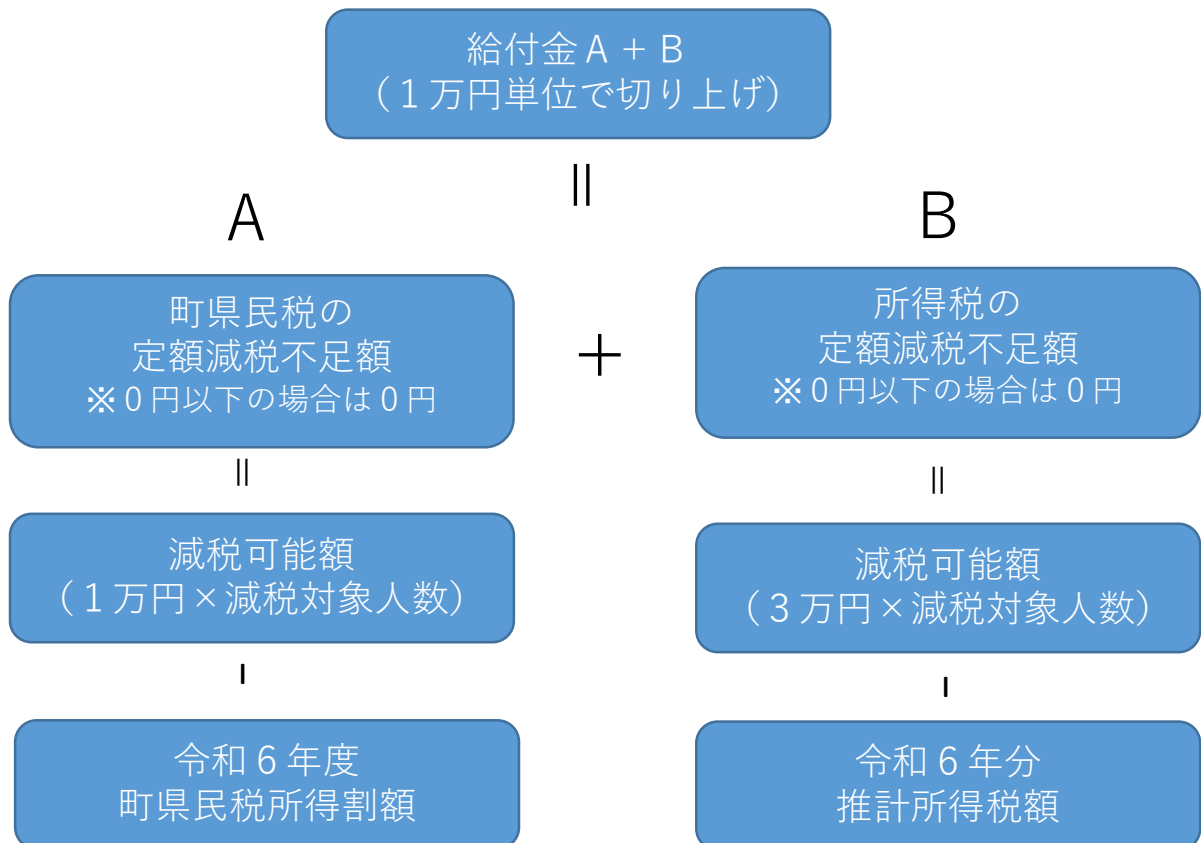
※令和5年中の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

支給手続き

対象見込となる方には、支給額を記載した「確認書」が届きますので、お手元の「確認書」の内容を確認し、必要事項を記入の上、付属の台紙に本人確認書類・口座確認書類を貼付し、同封の返信用封筒で返送してください。

支給額

定額減税しきれないと見込まれる額：A + Bの合算額



減税対象人数とは、納税義務者本人、控除対象配偶者及び扶養親族数（16歳未満の扶養親族を含み、国外居住者を除く）

なお、配偶者特別控除は減税対象人数に含まれません。

提出期限

令和6年11月15日（金）

支給の時期

提出書類の審査完了後、順次支給します。（おおむね4週間～8週間）

よくあるご質問

Q.令和6年分推計所得税額とは、どういう意味ですか。

A.事務処理基準日（令和6年9月1日）時点で入手可能な令和5年中の所得・扶養等を基に算出した所得税額です。

Q.修正申告等による住民税の税額変更や令和6年分所得税の判明により、給付金額に不足が生じた場合はどうすればよいですか。

A.令和6年分所得税額及び定額減税の実績額等が確定したのち、調整給付額に不足が生じる場合は、令和7年度に追加給付予定です。

Q.対象者が死亡した場合、相続人が調整給付金を受け取れますか。

A.対象者が給付申請を行うことなく亡くなられた場合は、調整給付は支給されません。調整給付の法的性格は民法上の贈与契約であり、給付金を受給するためには、対象者本人の受贈の意思表示が必要となるためです。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

※給付金に係る手続きの方法は市区町村によって違うため、

吉田町の給付金に関する不明点などは下記にご連絡ください。



お問い合わせ

〒421-0395

静岡県榛原郡吉田町住吉87番地

吉田町定額減税調整給付金コールセンター

電話：0548-34-5007

受付時間：平日8:15～17:00（土日祝を除く）

開設期間：令和6年9月1日～12月27日まで